

9 地方の持続的な成長を促進し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するための「地方拠点強化税制」(拡充型)の本市全域への優遇対象拡大

「地方拠点強化税制」については、国の御英断により、改正地域再生法*において「移転型」の対象地域が見直され、本市の既成都市区域も支援対象に追加されておりますが、「拡充型」については引き続き支援対象外となっています。

本制度の対象区域は、近畿圏整備法制定当時の国勢調査(昭和35年)を基に設定されており、現在の都市の実態は未反映であることから、地域の活力の維持・向上のため、現在の実態を反映した区域設定の見直しを行い、本市全域を優遇対象地域とすることを求めます。

※平成30年5月23日現在、国会審議中

提案・要望事項

市・府共同提案

地方の持続的な成長を促進し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するための「地方拠点強化税制」(拡充型)の本市全域への優遇対象拡大

(内閣官房, 内閣府, 経済産業省)

現状・課題

- ① 「地方拠点強化税制」については、これまで税優遇の対象外であった三大都市圏の既成都市区域が、新たに「移転型」の税優遇対象に。
- ② 一方、「拡充型」については、引き続き本市の市街地のほぼ全域を含む三大都市圏の既成都市区域が対象外となっている。
- ③ 税優遇対象外の地域は、近畿圏整備法制定当時の国勢調査（昭和35年）の人口集中地区人口を基に設定されており、**現在の都市の実態は未反映**
- ④ 優遇対象外の区域内には、まとまった敷地を有する企業（株島津製作所、三菱自動車工業株、ローム株等）が立地しており、研究所等の新築や建替の需要が期待されるが、地域再生法の施行以降に市外へ転出した事例が見受けられる。今後も、本市が税優遇の対象外であるため、企業の減少傾向に歯止めがかからないおそれがある。

(参考) 政令指定都市の人口

京都市の現状

○各都市総人口(出展：国勢調査)

昭和35年(1960年)

順位	都市名	総人口(人)
1	大阪市	3,011,563
2	名古屋市	1,697,093
3	横浜市	1,375,710
4	京都市	1,295,012
5	神戸市	1,113,977
6	北九州市	986,401
7	福岡市	682,365
8	川崎市	632,975
9	札幌市	615,628
10	広島市	590,972

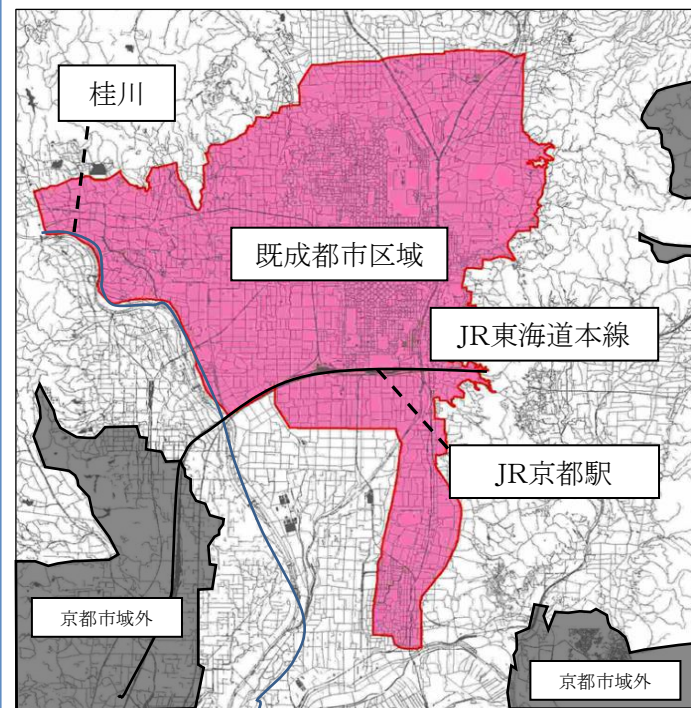
昭和60年(1985年)

順位	都市名	総人口(人)
1	横浜市	2,992,926
2	大阪市	2,636,249
3	名古屋市	2,116,381
4	札幌市	1,542,979
5	京都市	1,479,218
6	神戸市	1,410,834
7	福岡市	1,160,440
8	川崎市	1,088,624
9	北九州市	1,056,402
10	広島市	1,044,118

平成27年(2015年)

順位	都市名	総人口(人)
1	横浜市	3,724,844
2	大阪市	2,691,185
3	名古屋市	2,295,638
4	札幌市	1,952,356
5	福岡市	1,538,681
6	神戸市	1,537,272
7	川崎市	1,475,213
8	京都市	1,475,183
9	さいたま市	1,263,979
10	広島市	1,194,034

京都市の既成都市区域図



京都市の市街地のほとんどが既成都市区域となっており、**地方拠点強化税制(拡充型)の税優遇を受けることができない**

要望

拡充型についても京都市全域が税優遇対象となるよう、最新の人口動態等を考慮した区域設定への見直しが必要